

目次

第1章 総則（第1条 - 第3条）第2章 都市公園及び公園施設の設置基準第1節 都市公園の設置基準（第3条の1・第3条の2）第2節 公園施設の設置基準（第3条の3・第3条の4）第3節 特定公園施設の設置基準（第3条の5 - 第3条の14）第3章 都市公園及び公園施設の管理運営第1節 行為の制限（第4条・第5条）第2節 有料施設（第6条 - 第12条）第3節 利用の禁止又は制限（第13条）第4節 公園施設の設置又は占用の許可（第14条・第15条）第5節 監督（第16条 - 第17条）第6節 使用料（第18条 - 第22条）第7節 雑則（第23条・第24条）第4章 指定管理（第25条・第26条）第5章 補則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園で本市が設置するものをいう。

2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

3 この条例において「特定公園施設」とは、前項に規定する公園施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第2条第13号に規定するものをいう。

4 この条例において「有料施設」とは、第2項に規定する公園施設のうち、本市が管理し、有料で使用させるもの（別表第1左欄に掲げるものを除く。）をいう。

（他の条例に定める公園施設）

第3条 別表第1の左欄に掲げる公園施設の管理運営等については、他の条例に定めるところによる。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

第1節 都市公園の設置基準

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の1 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の2 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第2節 公園施設の設置基準

(公園施設の設置基準)

第3条の3 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

(許容建築面積の特例)

第3条の4 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「令」という。)

第6条第1項第1号に規定する建築物 100分の10

(2) 令第6条第1項第2号に規定する建築物 100分の20

2 都市公園に令第6条第1項第3号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 都市公園に令第6条第1項第4号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第3節 特定公園施設の設置基準

(特定公園施設の設置基準)

第3条の5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設の新築、増築又は改築を行う場合における当該特定公園施設に係る高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第3条の14までに定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合にあっては、この限りでない。

(園路及び広場)

第3条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この節において「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口、通路、階段(その踊場を含む。以下同じ。)及び傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(3) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(4) 次条から第3条の12までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第3条の7 屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 車いすを使用する者(以下「車いす使用者」という。)の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第3条の8 休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の11第2項の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第3条の9 野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口並びに出入口と次号に規定する観覧スペース及び第3号の便所との間の経路を構成する通路は、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースとして規則で定める基準に適合するものを規則で定める数以上設けること。

(3) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の11第2項の基準に適合するものであること。

(駐車場)

第3条の10 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として規則で定める基準に適合するものを規則で定める数以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(便所)

第3条の11 便所は、床の表面が滑りにくい仕上げがなされたものであることその他規則で定める基準に適合するものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、便所を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとして規則で定める基準に適合するものでなけれ

ばならない。

(水飲場及び手洗場)

第3条の12 水飲場及び手洗場を設ける場合は、それぞれのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(掲示板及び標識)

第3条の13 掲示板及び標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであって、かつ、当該掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものでなければならない。

第3条の14 第3条の6から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

第3章 都市公園及び公園施設の管理運営

第1節 行為の制限

(行為の許可)

第4条 都市公園内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) はり紙若しくははり札又は広告を表示すること。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として、写真又は映画を撮影すること。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を専用して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名及び職業（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容とする。以下法人について、同じ。）
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の期間
- (4) 行為を行う都市公園又は公園施設
- (5) 行為の内容
- (6) その他市長の指示する事項

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

4 市長は、前項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

5 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項に係るものについては、この限

りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 公園施設をその用途以外に使用すること。

第2節 有料施設

(有料施設の使用時間等)

第6条 有料施設の使用時間、休場日、休館日等は、別表第1の2に定めるとおりとする。
ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時に使用時間、休場日、休館日等を変更することができる。

(有料施設の使用許可)

第7条 有料施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(有料施設の使用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、有料施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、若しくは汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長において使用を不適當と認めるとき。

(有料施設の使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、有料施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反すると認められたとき。
- (2) 法令に違反する行為を行ったと認められたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(有料施設の特別の設備)

第10条 市長は、使用者に対して、有料施設の使用に関し必要な設備を命ずることができる。

- 2 前項の設備に伴う経費は、すべて使用者の負担とする。
- 3 使用者は、第1項に規定する設備をしたときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。
- 4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

第 11 条 使用者は、有料施設の使用に関し特別な設備を設けてはならない。

ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により許可をした場合においては、前条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(原状回復義務)

第 12 条 使用者は、有料施設の使用を終えたときは、直ちに使用器具等を所定の場所に返納し、使用場所を原状に復さなければならない。

2 第 9 条の規定により、使用の許可を取り消された場合も同様とする。

第 3 節 利用の禁止又は制限

(利用の禁止又は制限)

第 13 条 市長は、災害その他の理由により、都市公園の利用が危険であると認める場合は、その区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。

第 4 節 公園施設の設置又は占用の許可

(公園施設の設置又は占用の許可申請書の記載事項)

第 14 条 法第 5 条第 1 項に規定する許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 住所、氏名及び職業
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所及び面積
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 公園の原状回復の方法
- コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の所在地及び種類
- ウ 管理の目的
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項に規定する許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住所、氏名及び職業
- (2) 工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）の種類及び数量
- (3) 占有物件の管理方法
- (4) 工事の実施方法
- (5) 原状回復の方法
- (6) その他市長の指示する事項

3 前項の許可申請を提出する場合には、当該許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第15条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

第5節 監督

（監督処分）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の許可を取り消し、又は原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には第4条第1項の許可を取り消し、又は原状回復若しくは行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公衆の都市公園の利用に著しく支障があると認めるとき。
- (3) その他公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第16条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第16条の3 法第27条第5項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を告示するとともに、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示することによって行うものとする。

2 前項の規定による公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同項に規定する期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等（法第 27 条第 5 項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を市広報に掲載する等適切な措置を講じるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に対し閲覧に供しなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第 16 条の 4 法第 27 条第 6 項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第 16 条の 5 市長は、法第 27 条第 6 項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第 16 条の 6 市長は、保管した工作物等（法第 27 条第 6 項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（届出）

第 17 条 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

(3) 法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 都市公園を構成する土地又は物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(5) 法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条の規定により、必要な措置を命ぜられた者がその措置を完了したとき。

第 6 節 使用料

（使用料）

第 18 条 法第 5 条第 1 項及び法第 6 条第 1 項の許可を受けた者は、別表第 2 又は別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の徴収）

第 19 条 使用料（有料施設の使用料を除く。以下この条において同じ。）は、許可の際徴収する。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該年度以降の使用

料は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。

2 市長は、相当な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用料を徴収すべき年度内において当該使用料を分納させることができる。

3 使用料の額が年を単位として定めているものにあつては、1年に満たない期間は、月割計算（1月に満たない端数は、1月とする。）によるものとし、月を単位とするものにあつては、1月に満たない日数は日割計算によるものとする。

（有料施設の使用料）

第20条 第7条の規定により有料施設の使用の許可を受けた者は、その許可の際に、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。ただし、特に市長が認める場合においては、預金口座振替等の方法により後納することができる。

（使用料の還付）

第21条 既納の使用料（第19条に規定する使用料及び前条に規定する使用料をいう。以下同じ。）は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第22条 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

第7節 雑則

（都市公園の区域その他の変更及び廃止）

第23条 市長は、都市公園の区域その他を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の変更に係る事項又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

（準用規定）

第24条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

第4章 指定管理

（指定管理者による管理）

第25条 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、有料施設の使用時間を変更し、又は休場日、休館日等を変更し、若しくは別に定めることができる。

（指定管理者が行う業務）

第26条 指定管理者が行う都市公園の管理の業務は、次のとおりとする。ただし、法令により特別の定めがあるときは、この限りでない。

(1) 有料施設の使用許可等都市公園の利用に関する業務

(2) 都市公園の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項第1号の業務を行う場合においては、第7条から第9条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。

第5章 補則

(その他)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1の2(第6条関係)

有料施設の使用時間等

| 都市公園名 | 有料施設名 | 使用時間 | 休場日・休館日 |
|-------|-----------------------------|--|--|
| 中央公園 | テニスコート スポーツ広場 | 5月～8月 8:00～19:00 9月～4月 9:00～17:00 | 12月29日～翌年1月3日 |
| | プール | 10:00～17:00 | 9月1日～翌年6月30日 |
| | 管 講習室 理 多目的室 棟 会議室 | 9:00～17:00 | 12月29日～翌年1月3日 |
| 南公園 | 小体育館 会議室 | 9:00～21:00 | 12月29日～翌年1月3日 |
| 浜工業公園 | テニスコート 球技広場1 球技広場2 | 5月～8月 8:00～19:00 9月～4月 9:00～17:00 | (1) 12月29日～翌年1月3日 (2) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)第2条 に規定する敬老の日の前日及び 前々日 |
| | 管 トレーニング室 理 集会室 棟 会議室 | 9:00～17:00 | |

別表第2(第18条関係)

1 公園施設を設ける場合の使用料

| 都市公園名 | 単位 | 面積 | 使用料 |
|-------|----|---------------------|---------|
| 各都市公園 | 1年 | 1m ² 当たり | 10,000円 |

2 公園施設を管理する場合の使用料

| 都市公園名 | 種別 | 単位 | 使用料 |
|-------|------|----|----------|
| 中央公園 | 売店 | 1月 | 20,000円 |
| | 駐車場1 | 1年 | 750,000円 |
| | 駐車場2 | 1年 | 405,000円 |
| | 駐車場3 | 1年 | 165,000円 |

| | | | |
|--|-------|-----|----------|
| | 駐車場 4 | 1 年 | 270,000円 |
|--|-------|-----|----------|

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。